平成２４年（フ）第２０７２号
神奈川県茅ヶ崎市松林１丁目１番52―602号
債務者　田中　智子
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３３５号
横浜市南区別所中里台５―20　田代博之方、住民票上の住所横浜市泉区領家４丁目20番地７　ディアス領家A101号
債務者　中野　仁
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３５６号
横浜市磯子区洋光台２丁目１番25―404号
債務者　塩見　孝
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５００号
岡山県加賀郡吉備中央町円城316番地
債務者　藤田　博之
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５０７号
岡山県赤磐市桜が丘西８丁目12番１号
債務者　小椋博こと　趙　　成奎
1　決定年月日時　平成24年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５０８号
岡山県赤磐市桜が丘西８丁目12番１号
債務者　小椋　芳子
1　決定年月日時　平成24年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５５３号
岡山市北区旭本町１番70号303
債務者　藤原　秀美
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３７号
北海道標津郡中標津町字協和4431番地５
債務者　熊倉　純子
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午後２時
釧路地方裁判所根室支部

平成２４年（フ）第２２３号
北海道帯広市西24条南２丁目14番地51
債務者　粟田　章子
1　決定年月日時　平成24年11月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第８８３号
東京都立川市柴崎町４丁目13番１号柴崎町４丁目アパート101
債務者　宮野　智之
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６１３号
静岡市葵区北番町40番地の77　シティハイツミツイ301
債務者　加藤　一有
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６３６号
静岡県焼津市焼津３丁目７番４号　第３川村住宅１号室
債務者　今野　律子
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４３４号
栃木県宇都宮市白沢町574番地11、前住所栃木県宇都宮市北若松原１丁目６番６号　ラ・スリーゼ303
債務者　鈴木千賀子
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６１９号
栃木県栃木市入舟町15番25号
債務者　蓬田　幸男
1　決定年月日時　平成24年11月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６３８号
栃木県栃木市藤岡町藤岡4133番地
債務者　阿部　　實
1　決定年月日時　平成24年11月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６４８号
栃木県鹿沼市下日向864番地
債務者　金子　充伯
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係